

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース 日本女性学会
第65号 1996年2月

発行 日本女性学会
事務局 東京都文京区本駒込5-16-9
学会センターC21
財日本学会事務センター一気付
TEL 03-5814-5801(代)
価格 一部300円

1995年秋季大会報告

1995年11月25日(土)・26日(日) 会場: 追手門学院大学

第1日目: 11月25日(土) 13:30~17:00

シンポジウム 「多様なフェミニズムと私」

●「主流のフェミニズム」というものがあるとして

コーディネーター 岩本 美砂子
亀山 美知子

日本のフェミニズムは、70年の出発の時から、家父長制的なタテ社会の構造全体——自民族至上主義・天皇制・部落差別・戸籍・異性愛強制・男性だけを正規メンバーとし、マイノリティを排除した企業、官僚制の年功序列システムなど——を問うていたはずだ。これがいつのまに、「性別役割分業の廃止」に置き代わったのか。「ふつうの女たちが差別されていることが問題だ」といったとたん、「ふつうでない」カテゴリーに入れられる女たちは、視野から排除される。この点をめぐって行き来していた議論に対して、女の雇用の問題に、我々は力を合わせて立ち向かおう、という発言があった。この発言を岩本が遮ったが、これは、「我々」ということが、なぜ・どのようにして可能／不可能なのかが問題になっていると思ったからだ。

女性に属するからといって、直ちに「我々」意識は成立しない。まして「我々女たち」が「ふつうの女たち」しか予定していないとしたら、フェミニズムの名による選別・排除になる。こうした批判は、十年も前になされた。もはや、「ふつう」から排除される側からの提起に待つではなく、「主流のフェミニズム」というものがあるとして、その担い手が、「ふつう」の持つ抑圧的な力を、自分で解析していく時だということを、このシンポジウムは突き付けたのではないだろうか。
(文責: 岩本)

●“マイノリティ”とは誰か。それを決めるのは誰か。

鄭 嘉恵

アメリカ合衆国の公民権運動といえば「黒人男性」の運動、フェミニズムといえば「白人女性」の運動と見られがちだ。いずれにおいても、運動の先頭に立ち、大きな推

進力となってきたというのに、「黒人女性」は「歴史」上、いつも周縁や外野に置き去りにされてきた。「黒人女性」たちは、しばしば性差別よりレイシズムとの闘いを優先せざるをえなかったが、社会的平等という考え方から離れ、あらゆる差別構造と闘うことを目指すという、困難だが重要な仕事を引き受けた。だが、性差別のみを対象としない彼女たちの運動はフェミニズムと見なされないこともあった。レイシズムとの闘いや、公民権運動がフェミニズムとは別物だと考えるのは、既に特權としての「市民権」を確保した白人中産階級だけだというのに。「白人」からも「黒人男性」からも差別される「黒人女性」は、孤立していたからこそ、シスターフッドこそがフェミニズムの命綱だった。眞のフェミニズムとは、何物も排除せず、他者化せずに、全ての差別構造と闘おうとする、無限の実践だろう。それは結果として、越境し、境界線を無化し、自らのアイデンティティを解いていく。
(個)は幻想だが、
(身体)というメディアをもつ
(自己)とは、複数の関係性が結節し合う交点だ。そこでの他者理解はいかにして可能だろうか。これ以上「マイノリティ」は鏡として消費されるべきでない。差異をてこに語っていくことで、複数形の
(私)に出会い、過程としての
(解放)に抜け出るだろう。

●同性“愛”的呪縛を越えて

— 欲望から始めるフェミニズム

掛札 悠子

少数者は少数者独自の言葉を持っている。それは多数者(抑圧者)を、彼(女)らにそれとけられぬように(目の前にいながらにして)こきおろし、かつ、多数者の監視の目をかいくぐって自分たちの情報を流通させていく、そのため作り出している言葉だ。

「私たちレズビアン」もそうした言葉を持っている。非

レズビアンにはわからない意味と暗示を有した言葉を使い合るのは確かに愉快なことだ。が、一方でそれはひとつの権力を形づくっていくことへつながる。それらの言葉を使うことを「私たち」に強要し、それを使わない(使えない)者、あるいは他の言葉を使おうとする者をのけ者にしていくという形で。

それは少数者の中で、新たな「多数一少数」という構造を再生産していくだけのことだ。だが、「私たちレズビアン」はそれがどれほど愚かであるかを、多少は知っているにちがいない。非レズビアンがそうした言葉の多様さについていかに無知であるか、その無知によって少数者への抑圧を行っているかを身をもって知っているだろうから。

さて一方で、「女性」という「歴史的・社会的に形成されてきた弱者」はどのような言葉を作り出してきたのだろう。そして、日本における「女性学」という領域と、それに携わる人たちは? 結局、このシンポジウムを通して思い至ったことは、自らが新たな抑圧者とならぬよう、「私たちレズビアン」「私たち女」という言葉を日々破壊し、無意味化しつつ進むことの大切さだけであったよう思う。

●“暴力”の被害者・加害者である自分をみつめて 渡辺和子

“女”に対する差別がみえにくくなっている。なかでも様々な差異ゆえにひき起こされる差別や排除はみえにく

い。一つには“女”を差別し排除している側に“女”もいるという構造に“女”が気づかない、あるいは気づこうとしないからだ。しかし、その様な構造に敏感になることこそ、フェミニズムの実践のはずだ。

では、“女”がつながることによって性差別を克服し、力づけられることがフェミニズムであるとすれば、フェミニストとしての自分を生きたいという欲望に対して、どのような行動がとれるだろうか。私は、多様な差異ゆえに抑圧されてきた“女”的声を主張しあうという企画を立てたことがある。“女”的の間の差異を知る数少ない手段の一つに思えたからだ。しかしそれは、“マイノリティ”的のものもとに様々な生を生きる“女”を他者化することになった。共闘によるエンパワーメントへの欲望は、しばしば差異を越境するのではなく、抹消する力がそこに働くのだ。この様なことを私は今回のシンポで確認した。

他方では、“女”が多様な生を積極的に生きることができるためにには、社会の性差別的な状況を変えていくことは必須のことだろう。性差別の一つに“女”であるがゆえに女が受ける“暴力”的問題がある。暴力は多様な差異を超えて、あらゆる女が被る。私は今、暴力によって傷を受けたものの責任として、何ができるかを探っている。暴力を暴力として認識するCR、シェルターの設立などの運動に向けての行動のネットワークづくり。それはまた差異による差別をひき受けさせてきた“女”的の人の回復、多様な生を生きる女同士をつなぐ“女”的のエンパワーメントの過程となると思いたい。

第2日目：11月26日(日) 10:30~11:50

個人研究発表

●女性をめぐる暴力と女性センターの役割

長谷川 七重

兵庫県立女性センターに入ってくる相談は大変多様で、相談者のニーズの見極めが難しいものが多い。セクシャル・ハラスメントにおいてはまちがって解釈していたり、本人と夫や婚約者が望む対応策にずれがある場合も少なくないので、事実と本人の意思を慎重に確認せねばならない。行政相談機関では裁判などのサポートはできないので民間のグループとのネットワークを試みている。限界はあるものの女性センターで相談しているということで、雇い主側の対応に変化がみられることがある。しかし東京都の労働経済局などのように、兵庫県にも調停や斡旋ができる機関があればより有効と思われるケースも多い。

ドメスティック・バイオレンスについては、いつから始まるか、男性・女性像の考察、および危険度、固着度

などからタイプ別に分けて援助方法を報告した。この相談が多くなってきており背景には、夫からの多少の暴力は我慢せねばとあきらめてしまっていた女性たちが、あってはならないこととして捉え、その関係を何とかしたいと考える女性が増えてきたためと思われる。監禁状態に至っていないということもあってか、電話相談より面接相談に来られるケースの方が多いのであるが、相談員と共に考えることで一步を踏み出す(離婚や身を隠す別居など)人が増えていていることなども報告。まだまだ知らない女性に対する暴力の実態を知ってもらい、その後のケアについて参加者と共に検討することができて有意義であった。

●セクシャル・ハラスメントとは何か

——アメリカの職場においてセクシャル・ハラスメントの意味が時代と共にどの様に移り変わってきたか——

中本明子

セクシャル・ハラスメントは、アメリカ合衆国で最初に社会問題・法律問題となり、多くの法律や判例が形成されてきた。そこで、1960年代、70年代、80年代および90年代の4つの時代に分けて、アメリカの代表的な立法・判決を分析し、セクシャル・ハラスメントの持つ意味がどの様に変遷していったかを明確にしたいと思う。

1964年、セクシャル・ハラスメントの救済の拠り所となる公民権法が誕生した。1970年代に、最初のセクシャル・ハラスメントの事件が裁判所に持ち込まれたが、そこでは代償型セクシャル・ハラスメント(歓迎されない性的行為への服従が雇用の条件となっている場合)のみが問題となった。1980年代になると、職場環境型セクシャル・ハラスメント(性的行為によって脅迫、敵対かつ不快な職場環境を創り出している場合)も認知され、最初の連邦最高裁判所の判決が下された。1990年代の初めに、判例は、合理的平均人(男性及び女性)ではなく、合理的平均女性の観点から職場環境型セクシャル・ハラスメントの認定を行うという原則を確立した。

このように、セクシャル・ハラスメントの法的判断を通して、職場の女性の地位が向上しつつあることを確認した。

●幕末期における婚姻と離婚

—全国民事慣例類集の陳述より—

島津良子

よく知られた史料でありながら部分的利用に止まっている『全国民事慣例類集』の婚姻についての陳述466事例を分析し、幕末期婚姻の一般的状況を抽出したいというのが本報告の意図であった。媒介人は村外婚の発達による配偶者紹介の労をとる者というよりは、地域共同体内での新夫婦の仮親から新夫婦の背後で発言力を強め始めた個々の家の利害を調停する者へと変化し始めていること、妻の実家の一般的成立は離婚に際しての妻の発言権を強めたこと、媒介人よりも離縁状よりも、当時広汎に浸透していた公権力の登録に婚姻締結と解消の保証を求める傾向が町場周辺に見られることなど、本報告のあげた新所見は、おおむね参加者の賛同を得られた。また、「記録された民俗」ともいべきこの史料から得られる婚姻のイメージと寝宿婚など民俗学が示す婚姻のイメージの相違について、「コードが違う」のだという発言や、一般的に成立し始めた小さな家は、実親子間の情緒的結合を基礎にするとの結論は早計であるとの発言が得られたことは、本報告をさらに深化させる上で貴重な助言となる。参加者に感謝します。

●「新しい女」とは何であったか

今井泰子

従来そのように言われてはいないが、平塚らいでうによる『青踏』発刊の決意(明治44年5月末)は、その3年前に同じらいでうが森田草平と引き起こしたいわゆる『煤煙』事件、および事件の顛末を書いた草平の新聞小説『煤煙』の朋子の描き方、またその続編として44年4月27日から連載の始まった新聞小説『自叙伝』の内容と深く関係する。『青踏』の刊行が女性史上、画期的出来事である以上、私たちは三者の関係を正確に見極めねばならない。

従来書かれた『煤煙』論や『煤煙』事件論の大きな欠点は、草平に対する評価が甘すぎて、誰も彼の個性を本気で検討していないことである。草平は奇人風の性癖を幾点も持つ上に、周囲にそれを知らない者は誰一人いないほど病的な女タラシであり、らいでうも、とうにその悪癖は聞きよんでいた。そういう男が気の強い美女に手出して肘鉄を食らわされたために起こった喜劇がこの事件である。恋愛に発展する余地の最初からなった二人の間柄が「謎の大恋愛」のように見られてしまったのは、社会的に抹殺されかけた草平を救うために、「男社会」が連帶して草平に自己弁護の小説を書かせ、その奇怪な作品を持ち上げたからである。そこにらいでうが戦いを決意する理由もあった。

●詩人・与謝野晶子と日露戦時下的女性詩

中島美幸

歌人として有名な与謝野晶子であるが、詩人としてもほぼ日本の女性詩人の最初に位置し、600を超える作品がある。1911年(明治44)『青踏』の創刊号に載った晶子の詩「山の動く日」など、今も女性運動を支える詩表現であるが、女性解放を高らかに歌い上げる詩はむしろ少なく、女の悲哀や愚かさ、男への屈折した思いを詠んだものが目につく。「健順」という晶子の造語に象徴的に、ついぞ夫や天皇を相対化し得なかった。が、逆に(だからこそと言うべきか)、現状破壊への願望はいたましいほどである。この内面の分裂を晶子が認識していたことは「蛇」という詩にわかるが、それ以上には踏み込んでいない。

晶子の「君死にたまふことなけれ」は、日露戦時下的作品であるが、反戦詩とはいはず、個人的心情を吐露したものである。日露戦争は晶子だけでなく、女性詩を誕生させる契機となり、社会は女性の詩表現に戦争鼓舞や、それ以上に遺族への癒しを期待した。それに即応して体制寄りの雑誌に多くの女性詩が載せられた。女性の社会的地位向上の手段の一つとして、女性性を期待されて出發した女性詩の中にあって、晶子の詩は、個人性に執した限界を持つと同時に、それが時代を突き抜ける力ともなったといえる。

第2日目：11月26日(日) 10:30~11:50, 13:15~15:00

ワークショップ報告

●性と生殖についての女性の権利と性指向

OLPレズビアン・スタディー

今夏、北京で開催された世界女性会議の「行動綱領」からなぜ「性指向」が外されたのか、を中心に話し合いの場を持った。ワーキング・グループ→主要委員会→本会議という草案作成→採択といった流れの中で、「性指向」はすでにワーキング・グループの段階から外されていたこと、その背景には、昨年カイロで開かれた「国際人口開発会議」で達した「墮胎罪廃止」の決定を、この世界女性会議でも優先的に承認されるように「性指向」は「後回し」にされたこと、すなわち「政治的駆引き」であったと外務省が述べていることなどを報告した。

しかし、外務省は電話での質問に、同性愛者の問題が社会的な問題にはなっていないとか、欧米が同性愛者の人権を擁護するのは彼らの法律には「性指向」が入っているからで、日本ではそうでないとか、結局、日本政府は同性愛者のことを見ていないうことが明らかになった。

ディスカッションでは、セクシュアリティの問題は「家族」の問題だという指摘があった。血縁以外の「家族」は認められず、夫婦が正常なセクシュアリティの場であるという固定観念の強い日本では、同性愛は伝統的な家族制度にとっては脅威だ。また、世界女性会議の最大の論点が「性指向」であったことについては、前進なのか後退なのか賛否両論であった。今まで曖昧であった事項が法的に整備されたなかで拒否されたことは後退である、という意見と、世界人権会議(1993年)ではレズビアンの問題は人権問題として重要な問題であると認識した国はたった3ヵ国しかなかったのに、今回は40ヵ国(189ヵ国中)もあったことは勝利である、という意見があった。最後に、レズビアンの運動が見えてこない、できれば当事者が情報を発信して理解を深める必要がある、といった意見には、誰がレズビアンであるかを決めるのは難しいということと、マスコミにレズビアンのことは報道されないとする事実が指摘された。

●女性学教育ワークショップ

——ジェンダーの視点を組み込んだ教育に向けて

國信潤子

賀谷恵美子

ブリンドル玉枝

北京会議「行動綱領」のいう〔gender sensitive education〕をどう日本で実現できるか、がテーマ。賀谷が都立高校の女子卒業生進路追跡調査の結果から、進路指導における性役割分業觀からの脱却、性別ではなく個性による主体的な

生き方の選択を可能にする意識・能力開発の必要性、ロール・モデルとしての女性教員の存在の重要性等を指摘。男女平等教育が点としての個別的な実践に留まらず、教育政策として総合的に展開されるよう、地域の運動家、研究者、教員がネットワークを組んで行政に働きかけていく必要性が提起された。大学教育からは、國信が「ジェンダーの視点」とは、平等で新しいジェンダー関係を構築するための方向づけとして確認。特性論・機能的平等論を克服して「女性の人権・セクシュアリティの多様性」「資源の有限性と持続可能な開発」を背景とした性差別撤廃の重要性が論じられ、ジェンダーの視点を教育に組込むための具体的な指標化への取り組みが紹介された。さらに、USメイン州のコルビイ大学で日本文学・女性学を教えるブリンドルさんが自校の女性学講座を紹介。専攻科目として学士号が取得できるほか、運営委員会には教授と共に学生も参加、理論と実践の両面から学生たちがフェミニズムを自分のものとして生かしていくよう奨励しているとの報告。時間の制約上、参加者同士の情報・意見交流が数人に限られ、全員で深めることができなかつたのが実に残念。今後も女性学教育ワークショップの継続を期待したい。(文責:賀谷)

●大学におけるセクシャル・ハラスメント調査報告

渡辺和子

セクシャル・ハラスメントに関して、これまで統計がなかったために大学ではないことにされ、そのため実態がわかっていないかった。今回、矢野事件をきっかけにその現状を緊急に知る必要が生じてきたので、「女性学教育ネットワーク」などを通じて関西を中心にアンケート調査を行った。

集まったアンケート—学生約1,000、院生30、教員90、職員100の中で、特に被害の割合が多かったのは院生で、約60パーセントであった。院生時代に被害を受けたと書いた教員も多く、指導教員と院生との力関係の不均衡という構造がセクシャル・ハラスメントの原因となっていることが浮かび上がった。学生では3分の2がアルバイト先で被害に遭っていた。学生が性役割を強要され、女性に関する研究を批判されたり、教員が女性であるがゆえに業績を評価されず、採用、昇進、ポストで差別されているという大学特有のセクシャル・ハラスメントをのぞくと、その地位、年齢、経験に関わりなく、女性が性的対象とされて被害に遭っていることが明らかになった。

ワークショップではセクシャル・ハラスメントのなかでもこのような大学特有のジェンダー・ハラスメント、

アカデミック・ハラスメントの概念化、日本における特徴などを明らかにするという課題が残された。

●北京を経て「慰安婦」問題をどう受けとめるか

金井淑子

北京会議に参加した会員の多くが「慰安婦」問題に対する日本政府が打ち出した民間基金構想についてのアジアの側からの反撲、批判の強さを改めて認識して帰国した。春季大会シンポジウム「フェミニズムと国家」の中で、「国家と向き合うことを回避してきた“わたし”」という問題を鋭く提起した加藤春恵子氏と共同で設定したのがこのワークショップであった。期せずして議論は今・秋季大会シンポジウムで浮きぼりにされた問題ともつな

がった。すなわち、日本社会において「在日」、あるいは「レズビアン」の女性たち(外からのそのようなカテゴライズを負わされている人々)を不可視化している構造と、慰安婦問題を不問視してきた(つまり彼女たちに沈黙を強いてきた)日本の戦後50年とは、根っこにおいてつながっていることを確認する形となつたからだ。

「慰安婦」問題をめぐる女の連帯にはナショナリズムの壁が立ちはだかっている。50年間、この「国家と向き合うことを回避してきた“わたし”」が、彼女たちの苦痛に連帯しうる道はあるのか。そのささやかな一步を、彼女たちがノーと言っている民間基金プロジェクトの凍結を政府に要求するところから踏み出すべく、女性学会有志として要望書を政府に提出することを確認した。

1995年12月20日

内閣総理大臣 村山富市殿

日本女性学会 第8期幹事会

日本女性学会 「北京を経て、“慰安婦”問題を
どう受けとめるか」
ワークショップ参加者一同

要　　望　　書

私たちは、女性差別を撤廃して女性の人間としての威儀を回復しようとする立場から研究活動に取り組む者として、この度「北京を経て、“慰安婦”問題をどう受け止めるか」と題するワークショップを行いました。その討議の結果、日本政府が、第二次大戦中から現在に至るまで元「慰安婦」の方々に与え続けている苦痛を、一刻も早く理解して、「女性のためのアジア平和国民基金」プロジェクトを凍結し、個人賠償を含む真の謝罪に向けて、必要な立法措置を行い、国際社会の構成員としての責任ある行動をとられることを要望します。

北京における第4回国連世界女性会議で採択された行動綱領は、第147(I)項において、政府が、戦時下に行われた強制売春・性的奴隸制に対して調査、責任者訴追、被害者への十全な賠償を行うことを求めています。

同綱領を日本政府に向けられたものとして適切に理解し、その示すところに従って誠意ある行動をすることが、かつてわが国の犯した罪の犠牲となった方々に対する真の謝罪のあり方だと私たちは考えます。

今回政府が発足させたシステムは、重ねてこれらの女性たちに筆舌に尽し難い屈辱感・不信感を抱かせるものであり、多大の苦痛をもたらすものであることが、当事者・専門家などによって明らかにされています。

被害者の魂の底からの声を受けとめることなく、民間の資金による「女性のためのアジア平和国民基金」をもって政府による賠償に代え得るかのように振舞い続けることは、誤った既成事実にこだわって眞実に目をつぶり、戦争を遂行して多くの人々に悲惨な結果をもたらしたかつての戦争時の日本政府の行動様式を繰り返すものに他なりません。

再び過ちを犯すことのないよう、歴史の反省の上に立った日本政府の決断を切望し、国民の歴史認識を深めるための教育を充実させることも併せて要望する次第です。

以上

選挙管理委員会から

第9期幹事選出選挙の基礎資料となる名簿の原稿は、昨年11月末日締切りで、会員各位から提出していただき、ただ今編集作業を続行中です。期日過ぎに到着したお葉書は、校正段階で差し替え可能なものは尊重いたしましたが、対応できなかったものもあります。また関心分野について字数超過あるいは意味不祥の記載がありましたので、一部省略させていただきました。名簿の印刷は2月20日頃には完了し、投票用紙、返信用封筒(予算の関係上、返信用切手は各位ではってください)とともに、お送りいたします。同封するはずの選挙実施要領を十分確認した上で、投票用紙を期日までに返送してください。なお、被選挙人はこの名簿に記載された会員の中から、第7期・第8期の2期重任した幹事(該当者5名。改めてお名前は提示します)を除いたすべての会員です。

(文責: 漆田)

■会員の最近の著作

◎中川スミ

基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会と女性』(青木書店)

◎田中やよい

(財)横浜市女性協会

『日英対照: 女性学ブックガイド』(三修社)

◎井上輝子+女性雑誌研究会編訳

J. ディッキー/T. ストラトフォード/K. ディビス編
『メディア・セクシズム—男がつくる女』

(垣内出版株式会社)

◎亀山美知子

「保健婦の歴史」 「公衆衛生看護概論」

(日本看護協会出版会)

「看護婦の誕生」 「日本女性史再考—近代」

(藤原書店)

研究会のお知らせ

幹事会の日に合わせて下記のような研究会を催します。関心のある方はご参加下さい。

『女性学』vol. 5 編集委員募集

1994年度総会において、学会誌年報化の方針が確認されたのに伴い、現在、学会誌4号編集委員会は、1996年12月刊行を目指して編集作業を進めております。さらに年報化を達成する編集体制の確立のために、学会誌5号編集委員会を発足させ、1997年12月に『女性学』vol.5を出版したいと思います。

つきましては、『女性学』vol.5の編集委員を募集いたします。会員の皆様、奮ってご応募ください。

記

1996年度 春季大会予告

開催日時: 6月22日(土)・23日(日)

会場: 和光大学

東京都町田市
(最寄駅 小田急線鶴川駅)

シンポジウムテーマ:

「女と生殖

—その欲望・技術・政治』(仮題)

春季大会のシンポジウムでは、上記のようなテーマで各分野のパネリストをお招きして、「リプロダクティヴ・ヘルス・ライツ」の問題を様々な角度から掘りさげることにしております。

個人発表やワークショップには、会員のみなさまの積極的な参加をお願いいたします。予定ではワークショップの一つに「大震災と女性」を取り上げることにしています。なお、新しい幹事による総会も行われます。

ぜひ、春季大会を今から予定にいれておいてください。

●日本女性学会学会誌4号編集委員会よりお知らせ

学会誌4号の発刊について

会員の皆様にはご健勝にて研究諸活動にお勵みの事と存じます。

1995年度日本女性学会春季大会定例総会において紹介されましたように、岩本裕子、岩本美砂子、桑原糸子、館かおる、寺崎あき子(50音順)の5名による、学会誌4号の編集委員会が発足しました。同委員会では、学会誌『女性学』Vol.4を来る1996年12月に発刊する予定で準備を進めております。

つきましては、すでに春季大会定例総会において予告しましたとおり、学会誌4号の原稿募集要項を下記のように決定いたしましたので、ご案内いたします。

会員の皆様の日頃の女性学にかかる研究諸活動の成果や蓄積に依拠した学会誌を出版したいと思います。フェミニズムの視点に立った、女性学の発展に役立つ創造的かつ独創的な原稿を多数お待ちしています。ふるって応募下さいますようお願いいたします。

学会誌『女性学』Vol.4 原稿募集要項

1. 応募規定

(1) 応募資格

日本女性学会の会員に限る。

(2) 応募原稿の対象

論文、研究ノート、情報及び書評で未発表のものに限る。

(なお、情報とは、国内外の女性学をめぐる動向を意味する)

(3) 紙数制限(含む、注、参考文献リスト、及び図表等)

(a) 論文 -----400字×50枚以内

(b) 研究ノート、情報、書評 ----- 5~10枚

(4) 原稿締切

1996年3月31日(当日消印有効)

(5) 応募者は、1995年11月30日までに、テーマならびに内容についての概要(1000字前後)を提出する。

(4) 図及び表は別紙に書き、写真は別紙に貼る(1枚1点)。本文原稿の欄外に挿入箇所を指定する。

(5) 掲載決定後、論文には、英文による標題と3000字前後(A4用紙ダブルスペースで2枚程度)の英文要旨をつける。

(6) 応募原稿は7部提出する。(原稿は理由の如何を問わず返却しない)

4. 刊行スケジュール

テーマ、概要の提出期限 ----- 1995年11月30日

原稿締切 ----- 1996年3月31日

コメント、リライト期限 ----- 1996年6月30日

入稿日の設定(完成原稿提出厳守) ----- 1996年7月上旬

執筆者校正二校まで/編集委員:念校

印刷・製本完成 ----- 1996年11月30日

発送、広報 ----- 1996年12月中旬

〈注〉

日本女性学会 学会誌4号編集規定(内規)

学会誌4号は、次の原則で編集する。

1. 編集の視点

(1) 日本女性学会設立趣意書ならびに日本女性学会規約の目的に立脚する。

(2) 女性学の学際性を最大限に反映する。

2. 学会誌の性格

(1) 学術誌であることを主体とする。

(2) 学会誌の構成内容は、論文を主軸とする。

3. コメンテーター制

(1) 応募原稿には、コメンテーターを必要とする。

(2) 1原稿につき最低2名のコメンテーターを置く。

(3) コメンテーターの人選は、原則として、編集委員会が決定する。

(4) コメンテーターは募集しない。

(5) コメンテーターは学会員に限らない。

(6) コメンテーター制の具体的な運用規定は公開しない。

学会誌4号編集委員会

2. 編集方針

(1) 原稿の採否は編集委員会が決定する。

(2) 応募原稿についてはコメンテーター制をとる。

(3) 編集規定は内規として別に定める。(注:別掲参照)

3. 執筆要領

(1) 縦書き。使用言語は日本語とする。

(2) 原稿はなるべくワープロで書く。

(a) 手書きの場合は、A4原稿用紙400字詰め(20×20)を使用する。

(b) ワープロによる場合は、A4用紙に26×40行で印字する。

(c) ワープロによる場合は、掲載決定後、フロッピディスクを提出する。(MS-DOSにおいて、使用機種を明記する。)

(3) 注、参考・引用文献リストは、論文の末尾にまとめて記述する。(参考・引用文献の記入ガイドは、投稿者に別途配付する)



《会員の広場》

「ニュース」だけで相互につながっている会員も多い。そこで、会員の自由投稿欄を設け充実させていくことになりました。会員相互の間での「呼びかけ・お知らせ・意見表明」などの場にと考えています。多くの会員からの投稿を載せたいので、さしあたり本文25字×15行前後で始めます。投稿は、隨時、編集担当幹事宛に（なお、掲載文の内容については編集者は関与いたしません。内容に関するお問い合わせやご確認は投稿者本人に直接お願ひいたします）。

不当解雇撤回・職場復帰に向けて、皆様のご支援を。

私は神奈川県立外語短大の専任講師として日本文学を教えて6年目になります。日頃女性の視点から教育研究活動を行い、現在神奈川女性センターではフェミニズムの講座を担当しています。

ところが、4月10日に県教育委員会から免職処分を受けました。「セクハラをしないように」と求めたことが名誉棄損だとして学内の教授から裁判を起こされ、それが免職理由の大きな根拠とされております。

教授会の議題さえも知らせない本人不在の臨時教授会で免職が決議され、教育委員会が調査を行わないまま約1週間で免職を決定する、という「欠席裁判」ともいえる経過でした。このような不当解雇は、教育研究活動の強化や大学の民主的改革を積極的に提案したことに対する、見せしめ的なものであります。

5月1日に県人事委員会に不利益処分の取り消し提訴をし、神奈川県職労では支援のための「守る会」が結成されました。

不当解雇の早期撤回を目指し、大学や学会の研究者を中心とする「職場復帰を進める会」が署名活動を行っており、現在850名の方の賛同署名が集まりました。今後とも日本女性学会の皆様のご支援をお願いする次第です。

女性センターに女性市民の声を！

各地に女性センターがつくれられ、さまざまな「女性問題解決」の事業が進められている。これからはさらにフェミニスト市民の立場からより良いセンターを求める方策を考えたい。ワークショップ「女性センターにおいてフェミ

ニズムは可能か」では、今後のセンターのあり方をめぐって次の4案を確認した。

1. 女性センターを性差別の解消の拠点にしよう。
2. 女性市民が主体的、実質的に企画・運営へ参画できる、開かれた女性センターをつくろう。
3. 女性センターの利用者同士のネットワークをつくる。
4. 市民に向けての女性センターの情報提供とすべての情報公開を推し進めよう。

女性センターを利用する市民からの情報は数多くあるが、いまだ断片的な感がある。まずは3. の準備に向けての取り組みを始めたい。今後の活動はまだ具体化しているわけではないが、各地の女性センターやそれへの市民参加をめぐって、フェミニズムの視点から特記すべき情報などありましたら、をお願いします。

フーコー『性の歴史』読書会への誘惑

『性の歴史』全3巻を新潮社版で読みかつ検討していく会を企画中です。95年10月から月に1回のペースで、全3巻を、1年間くらいで読もうと思います。

場所は横浜です（横浜駅近くの横浜市大の施設？）。

時間は1回に5時間くらいの予定です（昼から／夕方から？）。参加者募集中。やり方はメンバーが揃ってから相談して手直しします。

事務局からのお知らせ

今回の学会ニュース送付から『学会ニュース送付の条件』をコンピュータが管理することになり、以前とシステムが変わりました。つきましては、先年度の会費未納者には学会ニュースが送付されないことになりましたので、その旨ご了承下さい。

（文責：佐々木）

■会員の著作

◎眼藤 早苗

『平安朝の女と男 貵族と庶民の性と愛』

中公新書

◎江夏 香菜

『夏草 五師まり詩集』

（風人舎）1994年

◎村上 嘉隆（故・村上 益子氏ご夫君）

詩集『ある壮大なものが傾き』村田書店

（亡き妻への断ち切りがたい想いの凄まじき心情を綴った詩篇です。益子さんへの追悼をこめて紹介させていただきます。 金井記）